

# **第1回 明石市財政健全化推進市民会議 検討部会**

## **議事概要**

**日時** 平成26年7月17日(木) 16:00~18:05

**場所** 議会棟2階第2委員会室

**明石市**

## 次 第

### 1 あいさつ

### 2 出席者自己紹介

### 3 議事

(1) 検討部会について

(2) 財政健全化の取り組みについて

(3) 事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて

### 4 その他

#### 【資料】

- 資料 1 明石市財政健全化推進市民会議 検討部会 委員名簿
- 資料 2 明石市財政健全化推進市民会議の検討部会について
- 資料 3 明石市の財政状況及び財政健全化の取り組みについて
- 資料 4 財政健全化推進市民会議のスケジュール
- 資料 5 事業見直しの考え方
- 資料 6 平成 26 年度 引き続き検討する事業 見直し案一覧
- 資料 7 各テーマの設定理由、論点、第 2 回市民会議での意見概要
- 参考資料 1 参考データ集（人口、財政状況、職員数等）
- 参考資料 2 事務事業詳細説明資料
- 参考資料 3 移動支援施策一覧
- 参考資料 4 高齢者の生活モデルと各種支援施策の関係

---

#### 出席者 委員

井内座長、大原委員、谷内委員、林委員、松本委員、山田委員、赤木委員、  
奥澤委員、高橋委員

#### 市

岸本財務部長、大西財政健全化担当部長、箕作財務部次長、  
笠谷財務部次長（市有財産活用担当）、石田こども育成室長、  
村田財政健全化室課長、前沢障害福祉課長、合田高年福祉担当課長、  
横谷交通政策課長、松永財政健全化室係長、高力財政健全化室係長、  
十川高年介護室いきいき係長、若間交通政策課係長

欠席者 井藤委員

傍聴者 なし

## 1. あいさつ

### 財政健全化担当部長あいさつ

第1回の検討部会の開催にあたり、皆さんに心からお礼申し上げます。本市の財政状況は、他自治体同様に厳しく、基金を取り崩しながらの予算編成を強いられている状況である。市には市民のニーズに応える使命があり、限られた財源を本当に必要なサービスに充てていなければ、この先、財政が持たなくなる。事業や施設を時代に合ったより良い形に見直していかなければならないと考えている。そのために、より深い議論が必要であり、この検討部会を設置した。財政健全化という重たいテーマで負担をおかけするが、忌憚のない率直な意見を賜りたい。

## 2. 出席者自己紹介

### 各委員、及び市側出席者自己紹介

## 3. 議事

### (1) 検討部会について

財政健全化室係長より資料1、資料2について説明

【一同異議なし】

### (2) 財政健全化の取り組みについて

財政健全化室係長より資料3、資料4について説明

座 長：今後のスケジュールや取り組みについて、意見があればお願いしたい。

I 委 員：各種の財政指標から見て、市の財政状況は本当に危機的と言えるのか。これまで市は、財政指標はそれほど悪い状態ではないと言ってきて、急に反対の議論をしているのではないか。もし本当に危機的状況であるなら、財政非常事態宣言などをした方が市民も危機感を持つのではないか。

また、検討を求めるテーマに挙がっているのは事業の見直しだけである。工事や設備に関して改善すべき点も多いと考えるが、これらの見直しはどこで行うのか。

G 委 員：参考資料3の2ページの「表2 今後の収支見込み」中、明石駅前南地区再開発事業費の公債費について、備考欄に再開発事業費全体で市負担104億円、市債93億円と記載されている。この市債の返済のための利子を含めた公債費がいく

らになるのか知りたい。また、今後このような資料で、大規模事業の事業総額を示す際には、市債の発行額だけでなく、利子を含めた公債費の総額を示すべきである。

市 : 各種の財政指標については、実質公債費比率は県下 29 市中 1 番良好である。将来負担比率は県下 29 市中、良い方から 10 番目と比較的健全であるといえる。しかしながら、1 人当たりの市税収入は県下 29 市中良い方から 17 番目と少なく、基金残高も 29 市中良い方から 28 番目と貯金も少ない。明石市の財政の特徴としては、借金は少ないが、貯金も少なく、財政基盤が弱いといえる。このまま何もしなければ基金は底をつく。そうなる前に手を打つため、財政健全化の取り組みを行っている。

公債費については、毎年 1～2%の金利がかかり、100 億円の借金の場合 1 億円程度の利息がかかる。今後、財政推計の資料を作成する際は、利息も提示するように工夫していきたい。

市 : 市内の道路工事などを行う際には、道路、下水道、水道などの関係部門で調整会議を行い、ガス、電気等関連会社とも調整して、必要な工事をまとめて行うように努めているが、全てにおいてできているとは言えない。引き続き、今後でも取り組んでいきたいと考えている。

座 長 : 何をもって危機的な状況かということはあるが、この先の収支見込みでは、基金が減少していくことは明らかであり、減ってしまったから対策を立てても急に軌道修正することは難しい。10 年先を見越して財政健全化に取り組んでいかなければならないということだと思う。

C 委員 : 放っておくと大変な状況になるというのは理解できたが、どのような状態になれば健全な財政状況といえるのか。

また、高齢者関連の事業の見直しについて、高齢者が増えて、これまでのように一律給付事業を行えないことは理解するが、高齢者としては、事業廃止ばかりでは、何のために長年社会に貢献してきたのか、という不満にもつながる。他の分野でも経費削減に努めてほしい。

H 委員 : 子育て世代としては、20～30 年後には、魅力のないまちになってしまうのではないかという危機感があり、今のうちから取り組みを積み上げていかなければならないと考える。それと、資料 3 の 2 ページの「表 2 今後の収支見込み」中、補正予算・決算による不用額で毎年△20 億円となっているが、これについて説明していただきたい。

市 : この表については予算ベースで作成しており、補正予算・決算による不用額の△20億円は、予算と決算との間で生じる差額である。内容としては、工事等の入札で落札額が予算額より低くなった際の残額や福祉関係経費の予算と決算の差額が主なものである。市は予算を超えて支出することができないため、一定の要件に該当する場合には義務的に支出しなければならない福祉関係経費などについては、ある程度、弾力性のある予算を組んでいる。この差額が従来、20億円程度であることから、毎年度△20億円と記載している。1ページの「表1 これまでの財政状況の推移」に記載している平成24年度までは決算を記載しているため、予算と決算の差額である不用額は記載していない。

また、先ほどの市の財政状況の説明について、補足させていただきたい。このまま財政健全化の取り組みを行わないと、平成32年度頃には基金が底をつく。そうすると直ちに事業の廃止、使用料の大幅な値上げといった強引な改革をしなければならなくなる。そのような状況に陥らないためにも、今から財政健全化に取り組んでいかねばならない。

座 長 : 他に意見はないか。なければ次に進みたい。

【一同異議なし】

(3) 事務事業（引き続き検討する事業）の見直しについて

財政健全化室係長より資料5、資料6、資料7について説明

座 長 : それでは5つのテーマについて意見交換を行っていく。まずは「テーマ1 元気高齢者に対する福祉施策」についての意見をお願いしたい。

I 委員 : 先ほどのC委員からの「どのような状態になれば健全な財政状況といえるのか」という意見に対する市の見解をいただきたい。

それと、今回見直し対象となっている事業は、市全体の歳出のうち、それぞれの程度の割合を占めるのか。非常に小さな割合ではないかと思う。どういう理由でこれらの事業が見直し対象となっているのか確認したい。

また、高齢者施策全体としては、基本的には、支援の必要な人に対する事業に重点化していくべきであると考えている。その中で、敬老月間に関連して敬老会については、集会施設で長時間座ったままの現在の形が本当に喜ばれているのか、疑問である。「No.2 敬老月間推進（長寿写真撮影）事業」「No.3 高齢者ふれあい入浴事業」については不要である。

市 : どのような状態になれば健全な財政状況といえるのか、現時点で明確な答えが

あるわけではなく、今年度中に策定することとしている財政健全化推進計画の中で具体的な目標を示していきたいと考えている。しかし、まずは基金を取り崩さず、各年度の市税等の収入でその年度の支出がまかなえること、収支均衡を図ることが最低限の目標である。

また、引き続き検討する事業として選定している事業を見直すことでどのくらいの効果があるのかとのご質問だが、一般会計の歳出総額は約 1,000 億円であり、今回選定している事業の事業費は大きいものでも 1 億円程度なので、占める割合からすれば小さい。しかし、なぜこれらの事業を選んだのかという理由であるが、昨年度、その事業を実施するかどうか、またどういう方法で実施するかについて市に裁量のある全てのソフト事業、200 以上の事業について、資料 5 の考え方に沿って、見直しを検討し、市議会とも協議して、その結果として 54 事業を見直した。今年度は、昨年度検討したが結論が出なかった、資料 6 に挙げている事業について検討していきたいと考えている。

これらの事業の多くは、市の財政に余裕があった時代に発足した事業である。今後は、市民の生活を支えるために、行政として本当に支援しなければならないところへの支援にお金を充てていきたいとの考えから、このたびの事業の見直しを行っている。

C 委員：市全体の予算を 100 ポイントとすれば、この事業は何ポイントなのかという風に、どのくらいの効果を見込めるのか分かるようにしていただきたい。

市：次回の検討部会では、そのような資料を提供したい。今回検討していただく事業は、市全体の予算からすれば占める割合は少ない。予算の大きな割合を占める事業は、国民健康保険や介護保険、生活保護など、市に裁量のないものが多く、今回の見直しでは対象としていない。

C 委員：長年に渡って全国の自治体が競うように、本来、行政が行うべきではない分野にまでサービスを広げてきた。その結果、今度は、急に既存のサービスをやめるということになり、市民はショックを受けていると思う。

敬老会については、代理の人が記念品だけ取りに来ることが多かったり、トイレ等の理由で出席が難しい人もおり、一部の高齢者しか出席していないという現状がある。

長寿写真について、対象年齢が 80 歳ではまだ若いと感じる。

G 委員：「No.1 敬老月間推進（敬老金支給）事業」は、敬老という目的での事業であり、福祉施策であるとは考えていない。敬老金を支給しなくても、例えば市長や子どもたちからの手紙など他の方法で敬老の意を表することはできる。

- H 委員：敬老金以外の方法でも敬老の意を表することはできるという意見に賛成である。  
また、高齢者ふれあい入浴事業について、高齢者の社会参加、交流につながる意味のある事業と感じるが、その趣旨からすると、龍の湯は利用者が多すぎて入りにくいのは問題である。  
それと、先ほど、今回見直し対象となっている事業は、市全体の歳出からみれば非常に小さな割合ではないかという意見があったが、個々の事業費が全体に占める割合は小さくても、事業費を削減すれば、他の事業の財源として活用できるので、一つひとつの事業を真剣に検討していく必要がある。
- E 委員：高齢者ふれあい入浴は高年手帳を持参すると無料で公衆浴場を利用することができるのか。
- 市：市内には公衆浴場が6箇所あり、高年手帳を見せれば毎週木曜日に1回100円の利用者負担で利用できる。昨年度までは無料で利用できたが今年度から一部利用者負担をお願いしている。また、龍の湯は、昨年度まで、1回につき利用者負担が300円、市の負担が300円であった。今年度から1回につき利用者負担が300円、事業者負担が200円、市の負担が100円になった。
- E 委員：各中学校区コミセンで実施した平成24年度の市長懇談会において、各会場で行われた事業見直しに関する挙手アンケートでは、高齢者ふれあい入浴事業については、拡充・推進の意見より縮小・廃止の意見の方が多かったと記憶している。市の見直し案にある、開催回数を現行の週に1回から月に2回等に減らす程度が妥当と考える。
- C 委員：公衆浴場は市の東部には多いが、西部には無く、利用者に偏りがある状況である。
- I 委員：市の基本方針として「子どもを核としたまちづくり」ということは明確になっているので、そちらにシフトしていけばよいのではないか。
- D 委員：長寿写真について、この事業で撮影した写真を葬儀で使用した。プロが撮影した写真は見栄えが良いので、可能であれば残してもらいたい。  
今の高齢者がこれまでの明石を支えてきた。若者にとって住みよいまちにすることは大切であるが、高齢者への敬意を払って事業の見直しを進めてほしい。
- 座長：多くの意見をいただいた。個人的には残してほしいという意見や削減した事業費を必要な事業の財源に充ててほしいという意見もあったが、財政健全化のためには、テーマ1の3つの事業については、概ね市の見直し案の方向で見直し

ていってよい、見直しは仕方ないというご意見をいただいた。

続いて、「テーマ2 公共交通機関による移動支援施策」についてのご意見を  
お願いしたい。

I 委員：「No.4 敬老優待乗車証事業」は健常者に対する優待事業であるが、利用者負担  
はないのか。

E 委員：利用者は半額負担している。障害者は無料である。

I 委員：障害者への配慮は必要だが、元気な高齢者には、ある程度、負担していただか  
ねばならない。

C 委員：高齢者の間では、敬老バス優待乗車証だけは残してほしいという意見が多い。  
自動車や自転車の運転の危険性が高くなってくる高齢者は、公共交通機関を利用  
する機会が多くなるので、敬老バス優待乗車証が廃止になると、外出に支障  
が出てくる。

G 委員：「No.5 障害者優待乗車券交付事業」については、障害者施策の移動支援と捉え、  
別に検討すべきではないか。  
また、「No.6 コミュニティ交通運行事業」については、収支不足分を市が補填  
しているとのことだが、敬老優待乗車証事業では民間路線バス事業者等に対す  
る市からの支払額をどのように決めているのか。

市：敬老優待乗車証事業では、通常のバス運賃 210 円のうち、個人負担が 110 円、  
バス事業者が 50 円、市が 50 円という割合で負担している。乗車証は現状では  
ICカードではなく、紙ベースであるため、市からの支払額については、実際  
の利用実績に応じた精算はできない。このため、毎年バス事業者が実施する一  
定期間の乗降調査に基づいてバス事業者と協議し支払額を決定している。

G 委員：敬老バス優待乗車証の市負担額について、実務上難しいのかもしれないが、一  
定期間の乗降調査の結果に基づいて決めるのではなく、実際の利用実績に基づ  
く精算を行うべきではないか。他の自治体でも同様の方法で支払額を決めてい  
るのか。高齢者ふれあい入浴事業の利用者数についても、どのように調査され  
ているのか疑問である。

市：神戸市や姫路市では、市が費用負担してICカードを導入している。本市では  
市バスを廃止したため、市の費用負担が市の企業会計等の収支改善に資するこ  
とはないといった面も踏まえて検討いただければと思う。

G 委員：本来、バス事業者に負担を求めるべき事業なのか。例えば医療費の場合、この事業と同様に医師が負担してくれるということはない。市の支払額の決め方についても十分検討していただきたい。

H 委員：コミュニティバス（たこバス）は1乗車あたり100円、民間路線バスは1乗車あたり概ね210円と料金に差があるが、同じ市民が利用するのに不公平ではないか。また一部とはいえ、たこバスと民間路線バスの路線が競合しており、民業圧迫になっていないか。

市：民間路線バスは便数が多く、運行距離も長い。一方、たこバスは1時間に1本で、運行距離は概ね2キロメートル以内である。現在の料金設定については、このようなサービス水準の差を反映している。民間路線バスは西明石以東の路線が多く、たこバスは、民間路線バス路線がないところをカバーするという方針で、西明石以西を充実させている。このため、競合している路線はほとんどない。

市：現状については、今、説明のあったとおりだが、料金については問題意識を持っており、今後、検討していきたいと考えている。

座長：敬老バス優待乗車証事業については、市の支払額の決定方法を含めて見直していくべきといったご意見や、たこバスの路線については料金を見直していくべきといったご意見をいただいた。資料6の市の見直し案の文面とただいまの節目からすれば、市としてもそのような見直しを行っていく意向は持っているということだと思う。

市：敬老優待乗車証事業について、財政健全化推進市民会議で、タクシー券を廃止してはどうか、対象者に所得制限を設けてはどうか、といった意見が出ていた。このような見直し方についてのご意見があれば伺いたい。

C 委員：必要ないという人もいるので、必要な人が毎年度申請することとしてはどうか。バス優待乗車証だけを残すのではなく、所得制限を設けるというのは、タクシー協会にも配慮した意見ではないか。現在の制度ではタクシー協会も100円を負担してタクシー券2,100円分を交付しているが、1～2回使えば使い切ってしまう。

D 委員：敬老バス優待乗車証とタクシー券はセットで交付しているのか。

市 : 現在はセットで配布している。

G 委員 : 参考資料 2 の 6 ページの敬老優待乗車証事業の事業内容で、その他の事業費として乗車券の製作費、簡易書留での郵送料等で 1,998 万円かかっているとの記載があり、かなり大きな金額で驚いている。敬老優待乗車証事業に所得制限を設けると、新たなコストがかかるのではないか。また、市の政策としてどのような場合に所得制限を設けるのかという考え方を明確にすべきではないか。例えば中学生までの医療費無料化については所得制限を設けず、高齢者優待乗車証については所得制限を設けるということになると、どのような場合に所得制限を設けるのか、はっきりしない。

市 : 他自治体でも、所得に応じた一定額の利用者負担をいただく制度としている自治体や、一律の所得制限など、様々な手法がとられている。  
本市の 70 歳以上の人口は 4 万人を超えているが、その所得の確認にどの程度の事務的負担や人件費かかるのかは現時点では不明である。他自治体の状況も踏まえて確認していきたい。

I 委員 : 年金情報等のデータから所得は把握できないのか。

市 : 所得情報は市として保持しているが、本人の申請に基づくものであり、その確認作業に人件費がかかる。

D 委員 : 所得証明書は市で交付しているはずだが。

市 : 所得証明書を添付していただいたとしても、確認作業は必要である。

E 委員 : 所得制限にはコストがかかるだろうと思う。事務のための人件費を含めたコストが現状より低くなるのであれば、タクシー券について、必要な人からの申請制を導入してはどうか。

市 : 現在も敬老優待乗車証事業は申請制をとっている。新たに 70 歳になった人など新規対象者と前年度申し込みをしなかった人を対象に申請書を送付し、申請があれば優待乗車証を交付している。前年度の申込者には、改めて申請書を送付することはせず、継続して交付している。

E 委員 : 敬老バス優待乗車証とタクシー券を対象者全員にセットで交付するのではなく、タクシー券については必要な人が毎年度申請することとすれば、利用者は今より減るのではないか。

座 長：参考資料2の7ページでは、タクシー券の使用率は66%と記載されており、必要とされる方もある程度いるようである。財政健全化推進市民会議でも、タクシーは買い物等での利便性が高いという意見がある一方、近年、民間の宅配サービスが拡大していることを考慮すれば、見直すことができるのではないかと  
いう意見もあった。

E 委員：各中学校区コミセンで実施した平成24年度の市長懇談会において、各会場で行われた事業見直しに関する挙手アンケートでは、敬老優待乗車証事業については、拡充・推進の意見と縮小・廃止の意見は半々であったと記憶している。

座 長：財政健全化推進市民会議ではタクシー券については、廃止してもよいのではないかと  
いう意見が多かった。

C 委員：タクシー券は、敬老バス優待乗車証のように氏名が記載されていないので、実態として他人に譲渡している例がある。そういう例を含んだ使用率66%である。

I 委員：本人利用を徹底するために実態調査をすべきではないか。

市 長：そのような実態調査や先ほど議論のあった利用実績に基づく市支払額の精算をするためのICカードの導入には大きな費用がかかる。特にICカードの導入には億単位の費用がかかる。このため現時点では、事業者からの報告を信用するのが合理的であると考えている。

G 委員：事務経費はよりかかるかもしれないが、タクシー券は、500円券ではなく、100円券にしたほうが利用実績を低く抑えられるのではないか。

座 長：テーマ2の3事業の見直し案に対して、多くの意見をいただいた。概ね見直し案の方向に沿った意見であったように思うので、見直し案に一定の理解をいただいたのではないだろうか。ただ、実際の見直しにあたっては、所得制限をす  
るにしても工夫が必要であり、実態調査の費用対効果等も考えなくてはなら  
ないだろうから、今後、委員の皆さんにいただいた意見を踏まえて、市の側で具  
体的な見直し内容を検討していくことになるだろう。

#### 4. その他

F 委員：いきなり100を0にするのは難しいかもしれないが、必要でないと感じる事業もある。基本的には廃止の方向で見直していけばよいと考える。

A 委員：財政健全化推進市民会議とこの検討部会は、同じ方向性だと感じた。

座 長：1つ1つの事業費は小さいかもしれないが、わずかな金額の積み重ねが大きな金額になり、その財源を必要な事業に回すことができる。この検討部会は、最終的な結論を出すのではなく、市民の立場から意見をいただく場である。高齢者にとって敬老会が本当に楽しいものなのか、市民ニーズに合っているのかなど、改めて考えさせられた。

I 委員：財政健全化推進市民会議やこの検討部会は、ごく一部の市民の声である。広く市民を集めた討論会をすべきである。

市 長：昨年度は、意見交換会を市内6箇所で開催した。より多くの市民の意見を聞くことが大事であると考えており、今年度も意見交換会を開催する予定である。

#### 連絡事項

- ・ 次回の開催日程は8月6日（水）16時からとする。
- ・ 次回に向けて特に意見や必要な資料等があれば事前に連絡をいただきたい。

座 長：事前に必要な資料を揃えていただけるようである。検討部会を効率よく進めるためにも、意見があれば事前に事務局までお願いしたい。  
以上をもって第1回 明石市財政健全化推進市民会議検討部会を終了する。

閉 会